

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会
倫理規約

規約

第1条（名称）

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（以下「CESA」という）は、その定款第44条に基づき、コンピュータエンターテインメントソフトウェア倫理委員会（以下「CESA倫」という）を設け、以下CESA倫に関する規約を定めるものとする。

第2条（目的）

CESA倫は、その会員会社が開発又は、制作販売するコンピュータエンターテインメントソフトウェア（主として家庭において、コンピュータ等で人々が遊び楽しむソフトウェア）作品（以下「対象ソフトウェア」という）をCESA独自の自主的な倫理規定に基づき審査し、それによって倫理水準の向上、業界の健全な発展及び健全なる青少年の育成に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

- （1）CESA倫の規定にかかる別紙倫理規定（以下「倫理規定」という）に基づいて対象ソフトウェアの倫理審査業務を行なう。
- （2）会員会社への審査情報提供に関する業務を行なう。
- （3）CESA倫の活動内容を業界並びに一般社会への認知に関する業務を行なう。

第4条（倫理規定）

倫理規定は、対象ソフトウェアについて、青少年の健全化を促進するという観点からして望ましくないと考えられる表現等の基準を制定する。

但しソフトウェア作品の傾向や社会文化の活動性を考慮し、必要に応じ倫理規定の見直しを行なう。

第5条（適用範囲）

倫理規定はCESAに加盟する会員会社が開発又は制作販売する対象ソフトウェアに適用される。

第6条（審査組織）

- （1）CESA倫の審査実行委員、及びそれに係わる運営、審議等に関する事項については、CESA倫において採択され、これを以って倫理委員長が決定するものとする。
- （2）CESA倫は本規約を実施する上で必要な諸規定を随時制定することができる。

第7条（審査の依頼手続）

会員会社は、倫理規定に抵触するおそれがあると判断する対象ソフトウェアに関し、その販売に先立って、倫理審査依頼書に記載し下記の審査素材を添えて、CESA倫へ提出し、その判断を仰がなければならない。

- （1）審査依頼書
- （2）ゲーム内容（映像・音声・言葉・音響）表現の入ったビデオテープで審査に必要不可欠なもの
- （3）ゲーム企画書
- （4）ゲーム内容で会話等多い場合はそのテキストデータ
- （5）その他CESA倫が必要と認めたもの

第8条（審査結果）

- （1）審査結果は、第7条に規定する提出物をCESA倫が受理してからできる限り速やかに（最長4時間以内）、審査結果通知書に合否を、不合格の場合にはその理由も記載して審査依頼会社に通知する。
- （2）不合格とされた場合にはCESA倫が指摘した箇所を修正し再審査を受けることができる。その場合の手続きは第7条に準じる。

第9条（除名）

- （1）会員会社は、倫理規定に抵触する対象ソフトウェアを販売してはならない。
- （2）審査により不合格とされたにもかかわらず販売を強行した場合もしくは、審査を経ずに販売した対象ソフトウェアについてCESA倫が独自の立場で倫理規定に抵触すると判断した場合には、本規約違反としてCESA定款第9条に該当し除名事由となりうる。

第10条（改廃等）

この規約を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な文言等の修正については、この限りではない。

〈附則〉

この規程は、平成22年10月1日から施行する。